

## とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会について

### 1 とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 豊かなとやまの森を次代に引き継ぐため、とやま水と緑の森づくり検討委員会の提言を受け、県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策とそのために必要な新たな財源及び総合的な森づくりに関する条例の制定等を検討するため「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策に関する事
- (2) 前号に掲げる方策を実施するための新たな財源の確保方策に関する事
- (3) 総合的な森づくりに関する条例制定の検討に関する事
- (4) その他必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員及び特別委員をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は20名以内とし、次に掲げる者又は団体の中から、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林管理に関わる団体及び森林ボランティア団体等
- (3) 県民の代表
- (4) 経済団体等
- (5) 行政関係者
- (6) その他知事が必要と認める者

3 特別委員は学識経験者から知事が委嘱し、必要に応じて委員会に出席するものとする。

4 委員及び特別委員の任期は1年間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員及び特別委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
- 3 委員会の事務局は、富山県農林水産部森林政策課が所掌する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

## 2 とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会スケジュール

月	内 容
11月	第1回委員会(11/1 14:00~) 推進方策に係る検討の視点について 他県の取り組み状況について  (現地説明会)
12月	
H18年 1月 ~ 2月	第2回委員会 県民全体で支える森づくりの具体的施策の検討 費用負担のあり方の検討 森づくり条例の項目の検討
3月	第3回委員会 上記 について具体案の検討
4月	第4回委員会 中間報告のとりまとめ
5月 ~ 6月	中間報告に関するパブリックコメント
7月頃	第5回委員会 最終報告のとりまとめ

審議の状況によっては委員会の開催回数に変動があります。